

政府における法曹養成制度に関する検討状況等について(報告)

1. 新たな検討体制における検討状況等

(1) 「法曹養成制度改革推進会議」及び「法曹養成制度改革顧問会議」の開催 (※資料5-2参照)

- 本年7月、政府に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の決定に基づき、9月17日、関係閣僚で構成される「法曹養成制度改革推進会議」、及び有識者等で構成される「法曹養成制度改革顧問会議」(以下「顧問会議」という)が設置。
- 現在、顧問会議において議論が進められており、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習に関する事項等に関し、これまで計5回の審議を実施。

(2) 法科大学院に関する検討状況

- 第3回顧問会議(11月12日開催)では、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの強化について」を説明し、質疑応答が実施。
- また、第4回顧問会議(12月12日開催)では、文部科学省より、「法科大学院の現状とその改善方策について」を説明し、質疑応答が実施。(※資料5-3参照)

2. 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの強化 (※資料5-4参照)

- 中教審 大学分科会 法科大学院特別委員会において、本年9月、公的支援の見直しの更なる強化策に関する基本的な考え方が提言されたことを踏まえ、11月11日、文部科学省において、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの強化について」を公表。
- 現在、公表された強化策を踏まえ、各大学において、法科大学院における抜本的な組織見直しや先導的な取組の提案等に向けた準備に着手しているところ。

<強化策の概要>

〔対象〕： 全ての法科大学院

〔主な指標〕： ① 司法試験の合格率(累積合格率、過去3年間の実績、未修者の合格率)

② 入学定員の充足率

③ 法学系以外の課程出身者・社会人受入れ状況

④ 地域配置、夜間開講状況

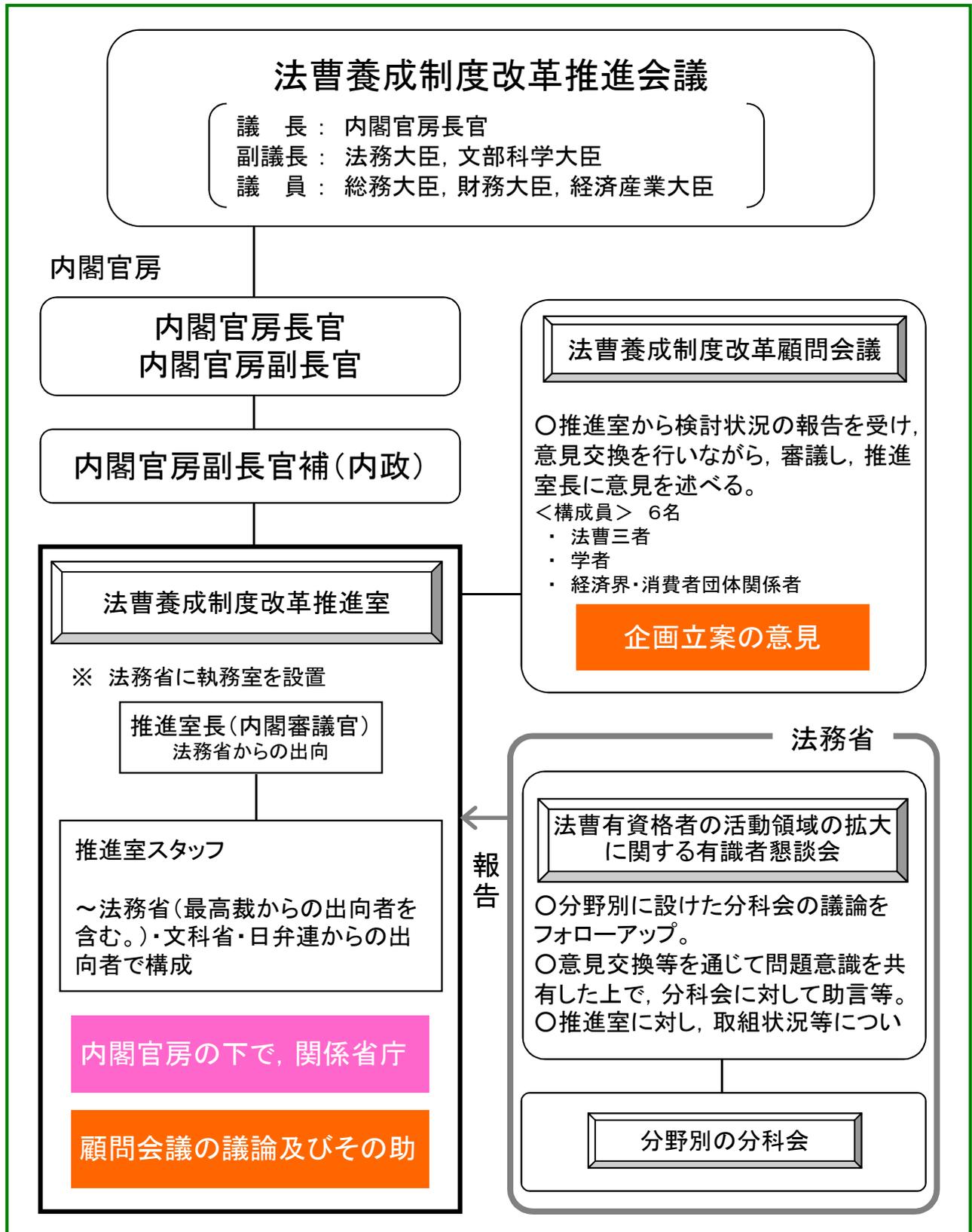
〔配分方法〕： 上記指標を総合的に勘案して3つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定して、公的支援の配分を決定

3. 法科大学院特別委員会における検討状況

- 中教審 大学分科会 法科大学院特別委員会では、以下に掲げる3つのワーキング・グループを設置し、関係閣僚会議決定等を踏まえた法科大学院教育の改善方策に関する検討に着手。
 - ① 組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ
 - ② 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ
 - ③ 法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ

 - このうち、特に、関係閣僚会議決定で中教審の審議を踏まえた対応が求められている
 - ① 入学定員の削減方策、認証評価の抜本的な見直し、連合・連携・改組転換の促進など抜本的な組織見直しの促進方策、
 - ② 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計や法学未修者教育の充実方策
- 等に関し、上記①及び②のワーキング・グループにて専門的な調査検討を実施し、11月末、その調査検討の経過報告をとりまとめ、法科大学院特別委員会に報告。（資料5-3参照）
- 現在、法科大学院特別委員会では、この調査検討経過報告をベースにしつつ、その他法科大学院教育の改善に向けた総合的な方策に関し、一定のとりまとめに向けて審議を継続中。

法曹養成制度改革の検討体制



法曹養成制度改革顧問会議 検討予定(案)

平成25年12月9日現在

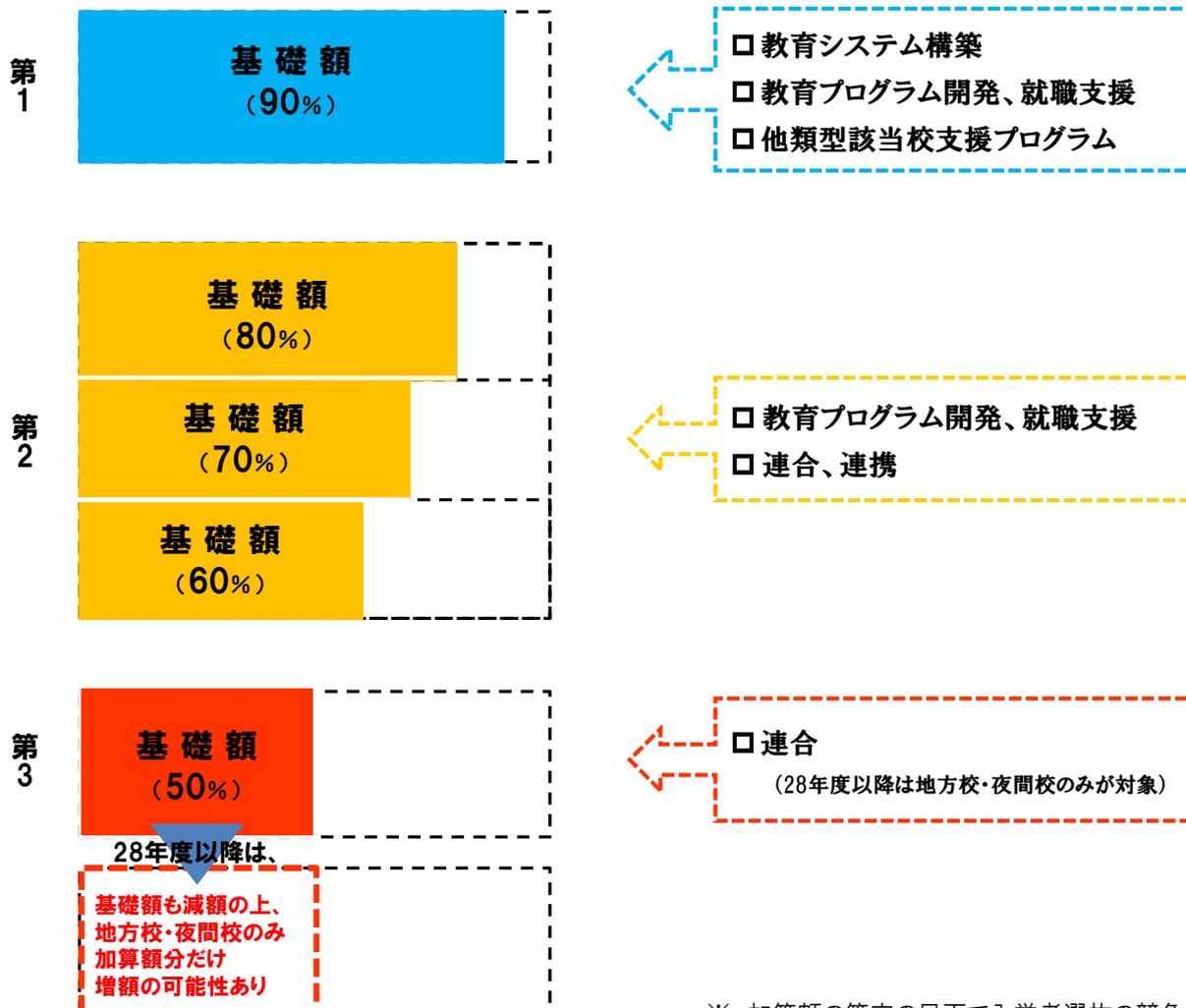
	開催日時	議 題
第1回	平成25年 9月24日(火) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法曹養成制度全般をめぐる経緯と現状について ○ 平成25年司法試験結果について(報告) ○ 会議の進め方について ○ 司法修習について(報告)
第2回	10月10日(木) 15:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験について① ○ 司法修習について①
第3回	11月12日(火) 9:45～12:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験について② ○ 法科大学院について① ○ 司法修習について② ○ 法曹有資格者の活動領域について① ○ 法曹人口について①
第4回	12月9日(月) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法科大学院について② ○ 司法修習について③ ○ 法曹人口について②
第5回	12月17日(火) 14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法曹有資格者の活動領域について② ○ 法曹養成制度全般について ○ 今後の予定について
第6回 以降	未 定	

「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方について

- ◎ 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3つの類型に分類
- ◎ 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- ◎ その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

27年度

加算の可能性がある取組例



※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

組織見直しの促進のための改善方策の方向性（中教審での検討状況）

組織見直し促進の3つの改善方策

具体的な方策の検討状況

① 公的支援の抜本的な見直し

公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しを加速

【※『公的支援の見直しの更なる強化策』を着実に推進】

② 認証評価の抜本的な見直し

認証評価の適格認定の改善等に向けて、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的に見直し

認証評価の抜本的な見直し

- 法科大学院の実態を的確に判定できるよう、**司法試験の合格状況や教育活動等に関する指標を充実**する
- 不適格の判定がばらつかぬよう**重要な評価基準の統一化**や**評価方法を見直す**
- 課題が深刻な法科大学院について**認証評価期間を短縮**する
- 適格認定後、状況変化が認められる場合は**当該課題の改善**を求める

③ 連合・連携、改組転換の促進

既設の法科大学院に対し、連合・連携、改組転換など、移行していく具体的な組織形態の類型を示すことにより、組織見直しを促進

連合・連携、改組転換の促進

- 課題解決、教育力向上に資する**連合大学院への改組**や**統廃合**を促進
- 教育資源を結集した**共同教育課程の設置**や**実質的な連携**を促進
- 課題が深刻な法科大学院がそれまでのノウハウを活用し、**法曹養成以外を目的とする教育組織への改組転換**を促進

➡ 文部科学省としては、認証評価の抜本的な見直しとともに、大学教育の特性を踏まえつつ、課題が深刻な法科大学院における抜本的な組織見直し等を加速させることを目指す

共通到達度確認試験(仮称)や法学未修者教育の充実方策の方向性（中教審での検討状況）

I 共通到達度確認試験(仮称)の基本設計

【基本設計】

確認試験については、**教育の質の保証**の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に**進級判定を行う仕組み**として、

- ・ **教育課程で学修した内容**に関し、その**進級時に学生の到達度等を確認**し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用
- ・ 学生が全国規模の比較の中で**自らの学修到達度を把握**することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用

を目的に、以下のような基本設計を検討

（時期、対象者及び試験科目）

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者1年次在籍者	憲法・民法・刑法（共通科目）
2年次の学年末	法学未修者2年次在籍者 法学既修者1年次在籍者	憲法・民法・刑法（共通科目） その他の科目 （民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法）

（その他実施に必要な事項）

- 確認試験の実施・位置付け、難易度、試験方法などの具体化は、**今後試行による検証作業を通じて修正・変更**
- 確認試験と司法試験との関係は、法科大学院の学修が過度に知識偏重とならぬよう留意しつつ、今後、**法務省等関係省庁とも連携しながら検討・調整**

II 法学未修者教育の充実方策

- 法学未修者に対する法律基本科目の**単位数の増加**や、**配当年次の在り方**の見直しを検討
- 多様な学修経験等を有する法学未修者に、**展開・先端科目群**などの**一部履修の軽減**などの措置を検討
- 上記取組を適正に評価できるよう**評価基準等**の見直しの検討

III 法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実

- 修了後、公務や企業法務を希望する者への**就職支援の充実方策等**を検討
- 在学生の適性等に応じた**他研究科への転科促進**を検討
- 法曹以外の人材育成を行う**新たなコースの設定**や、**新たな教育組織への改組転換**の促進を検討

➡ 文部科学省としては、確認試験に関し、具体的な制度設計を進めるために試行に向けた準備に着手するとともに、法学未修者教育の充実方策等に向けた速やかな取組を目指す